

## 「令和6年8月26日大雨被害」に伴う被災者支援制度（抜粋）

鹿沼市危機管理課作成（電話63-2158）

この度の大雨によりまして被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様が少しでも早く生活再建できるように、鹿沼市では様々な支援制度を設けており、主な支援制度をお知らせします。

令和6年9月6日現在

制度の名称	制度の内容等	問い合わせ先
り災証明書の発行	<p>【対象】被害を受けた住家※1の所有者又は居住者</p> <p>【内容】損害のあった住家について、り災証明書を発行します。</p> <p>○次のものをご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の分かる写真（自己判定方式※2の場合、必須）</li> <li>本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> </ul> <p>※1 「住家」とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していること）のために使用している建物のことをいいます。</p> <p>※2 自己判定方式の場合、実地調査を省略し、持参いただいた写真で被害判定を行います。この場合、被害の状況が確認されたときは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害判定になります。なお、住家の床下浸水の場合、原則、自己判定方式によりり災証明書を交付します。</p> <p>○申請期間は、災害発生日から原則6か月以内です。</p>	<p>税務課（本庁2階） 63-2112</p>
被災証明書の発行	<p>【対象】住家以外に被害を受けた所有者</p> <p>【内容】り災証明書の発行ができない次のもの等について、被災した事実を証明する被災証明書を発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納屋、工場等の住家以外の建物、塀、カーポート、敷地内への土砂流入、浸水による機器の破損等）</li> </ul> <p>○次のものをご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の分かる写真（車両の場合は、ナンバープレートの確認ができるもの）</li> <li>本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> </ul> <p>○申請期間は、災害発生日から原則6か月以内です。</p>	<p>納税課（本庁2階） 63-2116</p>
災害見舞金	<p>【対象】災害により住家に重大な被害を受けた方 （全壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水等）</p> <p>【内容】被害状況に応じて1世帯当たり1万円から30万円までの見舞金を支給します。</p> <p>※ り災証明書を発行された方は、市から手続きをお知らせします。</p>	<p>厚生課（本庁1階） 63-2257</p>
浸水家屋の消毒	<p>【対象】浸水被害を受けた世帯の方</p> <p>【内容】浸水被害を受けた住居等の消毒を支援します。</p>	<p>健康課（本庁2階） 63-8311</p>

制度の名称	制度の内容等	問い合わせ先
被災住宅復旧 支援事業補助 金	<p>【対象】住宅が被害を受け、住宅の復旧工事を行った方</p> <p>【内容】住宅の復旧工事の補助事業に要する経費の3分の1以内で交付します。</p> <p>※ 住宅の被害区分に応じた限度額あり。 床下浸水（上限2万円）、床上浸水（上限10万円）等</p> <p>※ 申請には、り災証明書が必要です。</p>	建築課（本庁4階） 63-2217
ボランティア 袋の無償配布	<p>【対象】被災された方又は災害ごみを片付ける方</p> <p>【内容】災害ごみのうち燃やすごみをごみステーションに出す場合に使用するボランティア袋を無償配布します。</p> <p>※ 各コミュニティセンターでも配布しています。</p>	環境課（環境クリーンセンター2階） 65-1064
特定家電リサイクル料金の 市費負担	<p>【対象】被災された方</p> <p>【内容】災害ごみである特定家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫（凍庫）、洗濯機・衣類乾燥機）のリサイクル料金を市で負担します。</p> <p>※ り災・被災証明書の提示が必要です。</p>	資源循環課（環境クリーンセンター2階） 64-3241
災害ごみの受 入れ及び回収	<p>【対象】被災された世帯の方</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害により発生したごみ（災害ごみ）を、無料で環境クリーンセンターで受け入れます。 平日8:30～11:50、13:00～16:20</li> <li>○臨時集積所に集められた災害ごみを市で回収します。地域内の臨時集積所は、回覧でお知らせします。</li> <li>○災害ごみを出す場合は、可能な限り、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、特定家電、処理困難物に分別してください。</li> <li>○敷地内に流れてきた草等も引き取ります。</li> <li>○燃やすごみは、中身が見える袋等に入れてください。</li> </ul> <p>※ 住宅や物置の床・柱・壁等の建築材料は引き取れません。</p> <p>※ り災・被災証明書の提示が必要です。（受入れの場合）</p>	資源循環課（環境クリーンセンター2階） 64-3241
宅地内土砂 回収	<p>【対象】水害等で宅地内に土砂が堆積した世帯の方</p> <p>【内容】宅地内の土砂（ごみは取り除く）は土のう袋に入れるか、入りきらない場合等は、敷地内に山積み（仮置き）し、連絡してください。土のう袋は、市で支給します。</p>	都市計画課（本庁4階）63-2209
農地の復旧 支援	<p>【対象】農地や農業施設を復旧した農業団体</p> <p>【内容】作業に応じた補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○堆積土砂等撤去 65/100</li> <li>○施設の補修 80/100</li> </ul> <p>※多面的機能支払交付金の活動団体においては、交付金の範囲内で復旧できるので、積極的に交付金を活用ください。</p>	農政課（本庁5階） 63-2193
市民生活相談	<p>○日常生活及び災害に関する困りごと、心配事相談窓口を開設します。</p>	生活課（本庁2階） 63-2122

※支援制度の概要は、鹿沼市ホームページ（<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0220/info-0000009840-1.html>）でも確認することができます。

※問い合わせ先の電話番号は、市外局番（0289）を省略しています。